

# 角田市下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

角田市下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 1. 趣旨

この要領は、角田市下水道官民連携事業導入可能性調査業務を委託するに当たり、価格評価のみならず、高度な知識と豊富な経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるもの。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 角田市下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託
- (2) 目的 角田市公共下水道において、限られた予算及び職員の範囲で下水道事業のより一層の効率化及び質の向上を図る必要がある。公共下水道事業における官民連携事業スキームを検討し、情報整備を行うことでその有効性について評価を行うもの。
- (3) 業務内容 別添「角田市下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月14日まで
- (5) 提案上限額 15,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示717号）「下水道部門」の登録を受けている者であり、宮城県内に本店又は支店を有する者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく手続開始の申立中又は手続中でない者
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者
- (5) 角田市有資格業者に対する指名停止に関する要綱の規定に基づく停止措置を現に受けていない者。
- (6) 角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱（平成20年角田市告示第99号）別表に掲げる措置要件に該当していない者
- (7) 過去5年間（令和元年度から令和5年度の間）において、自治体から発注された同種又は類似した業務を受注した実績を有し、担当予定者のうち1人以上が当該実績を有する者。

#### 4. 選定に係る日程

内 容	日 程
募集開始	令和6年7月16日（火）から
質疑の受付	令和6年7月16日（火）から23日（火）まで
質問の回答	令和6年7月26日（金）
参加意向申出期限	令和6年7月31日（水）
参加者の選定	令和6年8月2日（金）まで
提案書の提出	令和6年8月19日（月）から23日（金）まで
プレゼンテーション	令和6年8月下旬
審査結果通知	令和6年9月上旬
契約予定日	令和6年9月下旬

#### 5. 質問の受付と回答

質疑がある場合は、以下により提出すること。ただし、本要項に付随し、企画提案書等を作成する上での必要事項に限る。

- (1) 提出書類 質問書（様式3）
- (2) 提出方法 受付は電子メールによりタイトルを「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてワード形式で提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。  
メールアドレス：[jougesui@city.kakuda.lg.jp](mailto:jougesui@city.kakuda.lg.jp)
- (3) 受付期限 令和6年7月23日（火）まで
- (4) 回答方法 受付した質問は、令和6年7月26日（金）にホームページで公表することとし、回答は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。なお、事業者選定に公平を保てない質問等、公表にふさわしくないと判断される質問は公表しない。

#### 6. 参加意向申出

- (1) 提出書類
  - ア プロポーザル方式参加意向申出書（様式1）
  - イ 誓約書（様式2）
  - ウ 業務経歴書 過去5年間の同種又は類似した業務実績を確認できる書類（任意様式）
  - エ 構成表 業務の実施体制及び配置予定技術者の各々の経歴、役割分担を明確に確認できる書類（任意様式）
  - オ 会社概要 沿革及び主要な営業経歴等を確認できる書類。（パンフレット等可）
  - カ その他 参加資格の（2）及び（7）を確認できる書類（任意様式）
- (2) 提出方法 角田市上下水道事業所まで持参又は郵送で提出
- (3) 提出期限 令和6年7月31日（水）必着
- (4) 参加資格要件の確認結果  
令和6年8月2日（金）までに参加資格確認結果通知書（様式4）を発送。

#### (5) 企画提案者の選定

プロポーザル参加資格を有する申出者が3者を超える場合は、経験及び能力、業務体制について審査し3者を選定するもの。

### 7. 提案書等の受付

参加資格を有すると認められた者は、以下の書類を期限まで提出すること。

#### (1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加届出書（様式5）

イ 業務経歴書（任意様式）※再提出

ウ 業務の実施体制（任意様式）※再提出

エ 配置予定者調書（任意様式）※再提出

オ 提案書

※（別紙1）企画提案書作成要領に示すとおりとする。また、別添仕様書を網羅したものとして、具体的かつ専門的な視点から提案を行い、専門的知識を有さない者も理解できるよう専門用語等には脚注を付すこと。

カ 業務見積書（任意様式）

(2) 提出部数 原本1部及び原本の写し6部を、1部ずつファイリングして提出。

(3) 提出期間 令和6年8月23日（金）午後5時まで

(4) 提出方法 角田市上下水道事業所に持参又は郵送（必着）。

### 8. 事業者の審査

提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。

(1) 審査方法 プレゼンテーション方式とし、別表の審査基準に基づき審査する。

(2) 実施日 令和6年8月下旬 ※実施日、開始時間は別途通知する。

(3) 実施方法 提案内容に係るプレゼンテーション30分以内、質疑10分程度。

(4) 出席者 本業務を担当する者を含む3名以内。

(5) プレゼンテーション等の留意事項

ア プレゼンテーションを行う順番は届け出順とする。

イ 提案書の内容に沿って説明を行うこととし、事前に提出した提案書を補足するもの以外の内容の資料、提案等は認めない。

ウ プレゼンテーションでパソコン等を使用する場合は、スクリーン、プロジェクター以外の機器は提案者が持参すること。

エ 応募が1社の場合もヒアリングを実施し、審査を行う。

### 9. 事業者の選定

(1) 角田市下水道官民連携事業導入可能性調査業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により評価基準に基づき審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を受託候補者とする。ただし、最高得点を得た提案者の得点が、選定委員会で定める基

準点に満たない場合は、採択しない。

(2) 評価基準 別表評価基準のとおり。

(3) 選定結果 提案者に対し文書で通知するものとし、結果はホームページ等により公表する。

#### 10. 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 「3. 参加資格」に規定する要件を満たしていない者。

(2) 提出した書類に虚偽の記載をした者。

(3) 提案書を提出期限まで提出しなかった者。

(4) 審査の公平性を害する行為をした者

(5) 提出した提案書の内容が、仕様書の水準を明らかに満たしていないと認められた者。

(6) 提案価格が提案上限額を超える金額である者。

(7) 前号に掲げるもののほか、失格に相当するものと選定委員会が認めた者。

#### 11. 契約の締結

契約内容及び仕様書については、採択された提案を基に市と詳細を協議の上、角田市契約規則に基づき契約を締結するもの。なお、契約金額については、協議の内容により提案金額と変更が生じることがあるもの。

#### 12. その他

(1) 提案者は、本要領等に定める諸条件に同意し、提案したものとする。

(2) プロポーザルに参加することによる一切の費用及び機材等は提案者の負担とする。

(3) 参加表明以降に審査を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 提案書の提出期限以降の書類の変更及び再提出は認めない。

(5) 提出された書類及びデータ等は返却しない。

(6) 提出された書類について、無断で本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。

(7) 提出された書類について、角田市情報公開条例（平成 11 年角田市条例第 22 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

#### 13. 問い合わせ先

角田市上下水道事業所（担当：佐藤、渡邊）

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41番地

電話 0224-63-0135（直通）

FAX 0224-61-2455

メールアドレス [jougesui@city.kakuda.lg.jp](mailto:jougesui@city.kakuda.lg.jp)